

令和2年8月18日  
14:00～ 議会運営委員会室

## 第5回議会基本条例検証委員会 次第

- 1 第4回検証委員会の協議結果について（確認）
- 2 パブリックコメント（市民意見提出手続）の実施結果等について
- 3 その他

## 第4回 議会基本条例検証委員会 会議要旨

開催日：令和2年6月8日（月曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：宮崎座長（自由民主党）

本田委員（公明党）

奥村委員（ハートフル北九州）

戸町委員（自民の会）

藤沢委員（日本共産党）

議題：

- 1 第3回検証委員会の協議結果について（確認）
- 2 評価・検証結果について
- 3 その他

---

主な意見など

### 1 第3回検証委員会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1により、説明。

【座長】

- ・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

### 2 評価・検証結果について

【座長】

- ・委員の皆様には、昨年7月からの準備会を経て、10月に第1回会議を開催して以降、報告書の作成に至るまで、計4回の委員会と9回の事前協議を重ね、精力的に評価・検証作業を行い、多くの議論をいただいた。
- ・評価・検証の方法としては、北九州市議会基本条例の全条文を20の評価項目に分類し、各項目の「評価」、「条例改正の必要性」、「今後の取組の方向性」について協議した結果、全体としては、評価になじまない項目を除き、「十分できている」が4項目、「ある程度できている」が12項目と、概ね「できている」という評価であった。
- ・また、条文の改正については、2項目で「改正の必要がある」との結果であった。
- ・さらには、評価・検証期間中、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、本市においても多くの患者が発生するという、まさに健康危機の状況下となったことから、本市議会として、こうした危機から「市民の安全と安心を、全力で守り抜く」という強い決意を表すため、「危機発生時の体制の整備に関する条文を追加する」との結論に至った。

- ・改めて、委員の一人一人から、これまでの議論の中から、主な意見について表明していただきたい。

### 【座長】

- ・議会基本条例は、平成22年4月から、片山座長のもと15名の先輩議員により議会基本条例検討会が始まり、9回の検討会と小委員会による数えきれないくらいの協議を重ね、平成23年10月に条例が制定された。それから約8年が経ち、今回見直すための検証作業を行った。
- ・議会基本条例は、「市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与する」という目的のもと、「議会が何を行っていくべきか」という座標となるべき条例である。
- ・とりわけ、新型コロナウイルス感染症が発生し、本市でも広く蔓延し患者が発生したということで、健康危機の状況に関して、本市議会として「新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、市民を全力で守り抜く」という強い決意を表すため、条文の追加を提案させていただいた。
- ・協議の結果、「危機管理の基本的な理念を規定する」ということで、条文の追加を決定いただいた。条文に規定することにより、将来にわたり「市民の安全、安心、健康を守り抜く」という本市議会の決意」を担保する、ということは非常に重要な取り組みであり、条文を追加することに非常に大きな意義がある。
- ・また、「議会広報の充実」については、「最近ではSNSを活用し広報を充実させることが市議会として重要である」と、今後の取り組みについて意見した。

### 【本田委員】

- ・「委員会」に関して、「今回の新型コロナウイルス感染症対策や、災害対応などの突発的な課題について早急に所管事務調査が行えるよう、常任委員会の柔軟な運営について検討すべきである」と意見した。
- ・「会議等における質疑応答」の評価については、「質疑・応答時間に関して、少数会派とのバランスも見直されており、かなり改善されている」と意見した。
- ・「議会報告会の開催」については、「当初、議会基本条例の制定時には、全国的に「議会報告会の開催」を中心に議論してきたが、今は「カフェトーク」に形を変えているので、現状に沿うよう条文を見直すべき」と意見した。
- ・「議会機能の強化」については、「政策条例について、政令市の中で5つも制定している議会は他になく、先進的な取り組みを行っている。「海外視察」については、改善に向け見直したものの、まだ、見直し後の視察の成果が出ていないため、評価項目全体としては「十分できている」とまでは評価できない」と意見した。
- ・「危機管理に関する条文の追加」については、「将来どのようなことが起こるか予測できないので、様々な危機を想定した規定を盛り込むべき」と意見した。

### 【奥村委員】

- ・「議会運営」については、「議員間討議について、委員会によっては積極的に行われているが、全体的にさらに活発な討議が行われるよう努めるべき」と、今後の取り組みについて意見した。

- ・「市民参加」については、「カフェトークなどにおいては、市民の意見を聴くだけで終わるのではなく、その先、いかに市政の発展に繋げていくかが今後の課題である」と、今後の取り組みについて意見した。また、所属会派からの意見として、「市民参加」について、本市議会を、小・中・高校生等に対する主権者教育の生きた教材として活用してもらうために、議場見学の利用の働きかけについて検討してはどうか。「議会報告会の開催」について、小・中学生、高校生などに対する、アウトリーチ型の議会報告について、今後の課題として研究してはどうか。「議会広報の充実」については、「市議会のしおり」について、市民の理解がさらに深まるよう、記載内容の充実をぜひ図って欲しい」と意見した。
- ・また、所属会派から「議員提案の政策条例等を見直す場合は、条例制定時の経緯や、条例制定に携わった議員の思いなどを的確に引き継ぎ、議論していくことが大事である」との意見もあった。

### 【戸町委員】

- ・議会基本条例とこれまでの議会の歩み、改革について、議会基本条例を制定した時は、まだ議会としても前世紀的な部分が残っていた。しかし、今回見直したことで、「議員全員が努力して議会改革が進んだ」という印象を持った。条文の内容を忠実に守り、素晴らしい議会にしようとする努力について、敬意を表したいと思う。
- ・その中でも我々が強化しなければならないのは、「議会報告会」と「議員間討論」であり、「しっかりと取り組んでいかなければならない」と意見した。「議会報告会」こそが、市民と議会との接点であるのではないか、「市民との協働の原点が「議会報告会」（現在は「カフェトーク」に形を変えている）であり、この強化について今後も、議会全体で取り組まなければならない」と考えている。常任委員会での委員間討論については我々議員が努力してやり続けなければならないことだが、なかなかしっかりと成されてきていない。これは、委員長の努力があれば成し遂げられると思うため、今後に期待したい。
- ・条文の追加については、今回、「社会情勢によって条文を追加する」ということが明確にされたことは、大変よいことだったのではないかと思う。

### 【藤沢委員】

- ・「委員会」については、「請願、陳情の審査に当たって、口頭陳述を含め基本的に、両者を区別なく取り扱っている点は、評価してよいと考える」と意見した。また、「常任委員会では、委員間討議を行う時間が足りないため、委員会の運営をさらに工夫する必要がある」と、今後の取り組みについて意見した。
- ・「議会報告会の開催」については、「議会報告会は「必要に応じて」行うのではなく、「積極的に行う」とすべきであり、また、情報伝達手段が多様化している中では、議会報告は「報告会」という形にとらわれず、どのような形であっても説明責任を果たすべきである」と、条文改正の必要性について意見した。
- ・「会議等の公開」については、「現在、インターネットのみで行っている、本会議の全日程の生中継について、ケーブルテレビでの実施についても検討が必要である」、「傍聴者が本会議等を傍聴しやすいよう、今後、議事堂を建て替える際には、

会議場の設備や、バリアフリーの充実とともに、入口から各傍聴席までの動線を改善するよう検討すべき」と意見した。

- ・「議会の機能強化」については、「海外視察については改善点が示されているが、まだこれに基づいた視察の結果が出ていないため、次回、議会基本条例を見直す際には、海外視察の成果なども勘案し、総合的に評価すべき」と意見した。
- ・「危機管理に関する条文の追加」については、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延したことをきっかけに条文を追加したという、歴史的なことが分かるように、「健康危機」という表記を盛り込んだ方がよい」と意見した。

#### **【座長】**

- ・改めて、各委員からの意見を踏まえ、取りまとめた「議会基本条例検証委員会報告書（案）」について、事務局より説明させる。

#### **【事務局説明】**

※議会基本条例検証委員会報告書（案）により説明。

#### **【座長】**

- ・この「報告書（案）」により、後日、代表者会議に報告したいと思うが、よろしいか。（全員了承）

### **3 その他**

#### **【座長】**

- ・今後は、代表者会議への報告後、条例改正についてのパブリックコメントを行い、本年9月定例会に条例改正議案を提出できるよう、準備を進めたいと考えている。

# 北九州市議会基本条例の一部改正条例案に対する 意見募集結果について

## 1 実施時期

令和 2 年 7 月 9 日から令和 2 年 8 月 7 日まで

## 2 意見提出状況

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 提出者   | 5 人  |
| (2) 提出意見数 | 14 件 |
| (3) 提出方法  |      |
| ア 持参      | 1 件  |
| イ 郵便      | 0 件  |
| ウ ファクシミリ  | 3 件  |
| エ 電子メール   | 1 件  |

## 3 提出された意見の内訳

- |                                      |        |     |
|--------------------------------------|--------|-----|
| (1) 条例改正（案）に関する意見                    | 【 7 件】 |     |
| ア 条例改正全体に関するもの                       |        | 1 件 |
| イ 第 2 条（議会の役割及び活動原則）に関するもの           |        | 2 件 |
| ウ 第 6 条（議会の災害及び健康危機等発生時の体制の整備）に関するもの |        | 0 件 |
| エ 第 15 条（議会報告の実施）に関するもの              |        | 4 件 |
| (2) 条例改正（案）の内容以外に関する意見               | 【 7 件】 |     |

## 市民意見の概要と市議会の考え方（案）

### ■全体に関する意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
1	市民については、個人、個人事業主、団体など、多種多様な捉え方がある点を踏まえ、それぞれを尊重するような記述（例：市民一人ひとりを尊重しつつ、バランスの取れた市政を目指す）を明記するべきではないか。	1	<p>本条例は、第1条「目的」において「市民との協働による開かれた議会の実現を図る」ことを規定しています。また、同条文の解説においては「議会が活動を行う際に市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性」と規定しています。</p> <p>また、第2条「議会の役割及び活動原則」の第2項第1号において「市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組む」、第4条「議員の役割及び活動原則」の第2項第1号において「多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させる」と規定しており、今後も市民、個人事業主や団体の皆様等、多種多様な御意見等を十分に尊重しながら、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与してまいります。</p>

### ■議会の役割及び活動原則（第2条第1項第3号）に関する意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
2	改正案の内容のままでは反対であり、改正案中「市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。」を「市政の課題について先進事例等を含む総合的な調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。」としてはどうか。	1	<p>本条例は、第2条「議会の役割及び活動原則」の第2項第1号において「多様な課題の解決に取り組む」と規定しており、市政の調査については、今後も総合的に実施してまいります。</p>
3	「先進事例の調査」とは、具体的に何を調査するのか、明らかにして欲しい。	1	<p>本市議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、本市議会が実施するあらゆる視察について、市政に資する市内の事例だけではなく、他都市の先進事例はもちろんのこと、上手くいかなかった、いわゆる失敗事例からも学ぶために、それらの調査もさらに積極的に行っていくことを考えています。</p>

■議会報告の実施（第15条）に関する意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
4	<p>議会報告会の開催の改正案については、議会報告会を実施後、議長及び市民への報告を伴うように促す、さらに積極的な記載を求める。</p> <p>そのため、改正文案に「なお、議会活動に関する報告は、実施後、なるべく議会にその結果を報告し、市民に対し広報するようにするものとする。」などの表現を追加してはどうか。</p>	1	<p>議会報告会は平成23年から、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させることを目的に実施しています。さらに平成30年度からは、市民との協働による開かれた議会の実現に向け、市民に市議会をもっと身近に感じていただくための市民参加の場として「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」を実施しています。</p> <p>実施後は、市民の皆様からいただいた御意見やアンケート結果等をまとめた実施報告書を全議員に配付するとともに、市議会ホームページにも公開するなどして、議員及び、市民の皆様へ報告しています。</p> <p>市民の皆様への広報については、第12条「市民参加」、第15条「議会広報の充実」及び第16条「会議等の公開」等に基づき、今後も「市民との協働による開かれた議会の実現」に向け、積極的に尽力してまいります。</p>
5	<p>カフェトークについて、例えば愛知県田原市では、議員と市民がカジュアルな服装で休日の図書館で話しやすい場を設定するといった工夫がみられる。</p> <p>本市の場合、カフェトークを実施したが、「会場の発言を制止する場面があり、出来レースを見せられているようで不快であった。あの進行だと、二度と参加しようとは思わない」、「周りがザワザワした会場は、落ち着いて話を聞く雰囲気ではないので、不適當である」ことから、予算の無駄であると感じた。</p>	1	<p>「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」は平成30年度から、市民との協働による開かれた議会の実現に向け、市民に市議会をもっと身近に感じていただくための市民参加の場として実施しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
6	<p>市議会だよりで、議員ごとの賛否が分からないので、他の自治体を参考に改めて欲しい。</p>	1	<p>市議会だよりは紙面の都合上、掲載できる記事が限られているため、現時点では賛否の状況が掲載できていませんが、今回の改正案において、今後さらに多様な手段による議会報告を行うことを考えています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>

7	<p>議会報告会を開催する必要はないが、多様な手段とは、具体的に何か分からない。</p> <p>市民意見を把握し、ボトムアップするために、市から定期的に内容、件数について実態報告を受け、情報の共有化と選択を図ってはどうか。</p>	1	<p>議会報告会は平成23年から、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させることを目的に実施しています。さらに平成30年度からは、市民との協働による開かれた議会の実現に向け、市民に市議会をもっと身近に感じていただくための市民参加の場として「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」を実施しています。</p> <p>また、情報伝達手段の発達に伴い、議会活動を市民に報告する手段も、ホームページやSNSでの資料や動画の掲載・配信等、多様化していることから、改正案では、今後、さらに多様な手段による議会報告を行うことを考えています。</p> <p>なお、「市民のこえ」についてはこれまで、市議会に関する内容については本市議会において回答等を行うなど、情報の共有化等を図っていますが、いただいた御意見は、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
---	---	---	---

### ■その他の意見

No	意見の概要	件数	市議会の考え方
8	<p>常任委員会の中継・録画を実施すれば、会場に入らない議員は会場の「密」を避けることができる。先進事例として下関市がある。</p>	1	<p>本市議事堂における中継設備等の都合上、早急な改善は困難ですが、いただいた御提案については、新型コロナウイルス感染症対策として有効であると考えられることから、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
9	<p>常任委員会での請願（陳情）の取り扱いについて、あまりにも陳情者の市民権が軽視されていることを痛感したため、運営について以下の改革を行って欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情者が意見陳述する際の席に、テーブルの設置等を行うこと</li> <li>・陳情者が意見陳述後、議員や行政と議論等行えるようにすること</li> <li>・継続審査については「審議完了」の確認をもって終了すること</li> </ul>	1	<p>いただいた御意見は、本条例の目的であり本市議会が目指している「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るうえで、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>

10	<p>今回の改正は特段の大きな変更がなく、せっかくの取り組みでありながら残念。議会が市民の意見を受け止め代弁する機関であることを真に体现するため、請願・陳情の取り扱いに関し強く問題を感じる以下の点について本条例を改正して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願（陳情）書をそのまま議員に届けること</li> <li>・ 継続審査を文字どおり実質的なものにし、何度でも常任委員会で審議すること</li> <li>・ 提出者に、提出案件が取り上げられる日程を事前連絡すること</li> <li>・ 議員が市民の声を受け止め把握するため、直接、口頭陳述者に質問したり、意見を聞いたりできるようにすること</li> </ul>	2	<p>いただいた御意見は、本条例の目的であり本市議会が目指している「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るうえで、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます。</p>
11	<p>市議会図書室規程第3条に規定する議員以外の利用について、市民の利用実態がないなら、第2項及び第3項を削除して欲しい。地方自治法第100条第20項があるため、自治体独自の煩雑さを今後も残すことは好ましくない。議員で議論して欲しい。</p>	1	
12	<p>議会運営委員会等の会議に、議員平等の原則（第9条）及び少数意見尊重の観点から単独会派の議員も参加できるように改めて欲しい。</p>	1	
13	<p>法令に基づき、女性議員を増やす努力をすることを基本条例に追加して欲しい。</p>	1	

北九州市議会基本条例改正案 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p><u>第3章 議員の役割（第3条—第5条）</u></p> <p><u>第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備（第5条の2）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>（議会の役割及び活動原則）</p> <p>第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 市政の課題について<u>先進事例等の調査</u>を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備</p> <p><u>第5条の2 議会は、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を確保</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p><u>第3章 議員の役割（第3条—第5条）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>（議会の役割及び活動原則）</p> <p>第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 市政の課題について<u>調査</u>を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p><u>するため、市長その他の執行機関と連携及び協力をし、その迅速な活動が図られるよう、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(議会活動の報告等)</u></p> <p>第14条 議会は、<u>市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</u></p>	<p><u>(議会報告会の開催)</u></p> <p>第14条 議会は、<u>必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</u></p>